

令和5年度第2回河内長野市入札等監視委員会 議事概要

- 【開催日時】 令和6年1月30日（火） 午後1時50分から午後4時
【開催場所】 河内長野市役所5階501室
【出席者】 （委員）3名
（市） 契約検査課長、契約検査課職員2名、その他各案件の担当課職員
【議事概要】 下記のとおり

1. 開会あいさつ（総務部長）

本日は大変お忙しい中、本市の入札等監視委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、A委員には、今回の審議案件の選定をしていただき、ありがとうございました。

今年は、年始から大きな災害に見舞われ、元旦に発生した能登半島地震では、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。被災地に対しては、大阪府と連携して職員を派遣するとともに、給水活動などの人的支援を行っているところです。今後も、できる限りの支援を行いたいと考えております。

さて、これまで本市におきましては、委員の皆様からのご意見、ご助言等により、入札、契約事務の改善に努めているところでございます。

そして前回、応札者の少ない建築工事に関しては、競争の確保の取組みとして、今年度の入札は当初から市外業者も参加可能として発注を行いました。結果としましては、7者の応札があった工事が3件、3者の応札があった工事が4件、1者の応札があった工事が1件となり、建築工事8件のうち市内業者が契約者となった工事が3件、市外業者が契約者となった工事が5件でありました。

ここ数年の応札状況と比較しますと応札者数は全体的に増え、競争の確保という観点からは、一定の効果があったと考えています。この結果を踏まえ、来年度の建築工事の入札においては、市内業者の登録者数や発注工事の内容、そして競争の確保も考慮した上で発注条件等を設定できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本日の委員会におきましても、皆様から忌憚のないご意見、ご助言をいただきますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶と代えさせていただきます。

2. 報告事項（契約検査課課長）

令和5年4月から令和5年8月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（6件）について報告した。

3. 案件審議

事前に抽出された5件（工事2件・業務2件・物品1件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件は次のとおり。

案件1 市立長野中学校外1校消火配管改修工事

（担当：教育総務課）

（1）抽出理由

一般競争入札を行った工事で応札が1者のみだった案件が2件あり、そのうち金額が高く、かつ落札率が高いほうの案件を抽出した。

（2）主な質問及び回答

委員 これは毎年実施する工事になるのか、それとも必要に応じて行う工事となるのか。

担当課 老朽化、経年劣化が確認された時点で行う工事となる。

委員 応札が1者だったが、これは想定していたのか。

事務局 今年度の建築一式工事の取組みとして、1回目の入札から市外業者も応札できる入札参加資格条件で発注しているが、応札が1者のみだった。

この案件は、消火配管の改修ということで、少し設備寄りの工事ではあるので、設備工事も対応できる業者となると、応札しようと思う業者が少なかったかと思われる。

委員 対象業者は何者いたのか。

事務局 建築工事の市内登録業者は24者で、この案件の対象はBCDランクで20者だった。

委員 20者のうち、どのくらいの応札数を想定していたのか。

事務局 3者くらいを見込んでいた。

委員 この案件は利幅が薄いのか。利幅薄くても、むしろ応札して、複数案件の工事を受注したいと思う業者はいる気もするが。

事務局 開札日が6月30日だったので、市の発注がまだまだある中で、他の土木工事や舗装工事などその他の工種を応札しなかったのではないかと思われる。建築工事は利幅が薄いと業者に判断されているのが、ここ数年の傾向であると認識している。

委員 最低制限価格を事前公表しているが、落札率が 100%。そして、最低制限価格ではなく、予定価格で 1 者のみの応札だった。

事務局 業者は、この価格であれば工事ができるという金額で応札するので、B 者（案件 1 の受注業者）は、この金額であれば受注できる、他の業者がさらに低い金額で応札するならそれでもよいということで応札していたと思われる。

委員 電子入札だったのか。

事務局 その通り。電子入札なので、誰が応札するかはわからない状態である。

委員 業者がサービスで応札してくれたのか。

事務局 その部分もあるかもしれない。この業者含めて市内に何者かは、利益が大きいから工事をするのではなく、公共工事だから仕事をすると言ってくれる業者もいる。

委員 それは民間に対する実績を上げるためなのか。

事務局 それもある。あとは、抱えている下請け業者に、定期的に仕事を発注するためというのもあると思われる。建築一式工事の業者は、下請け工事をする専門工事業者を抱えていて、その業者に対して、一定の仕事を発注することで、逆にその下請け業者は、元請が仕事が立て込んだ時には協力するというふうな関係はあると認識している。

委員 B 者を見ると、割と受注している業者ですね。

事務局 毎年、応札してくれる業者である。

委員 あえて、応札してくれるのか。それとも何か市からお願いすれば、応札してくれるのか。そういうのはないのか。

事務局 それについては、市の工事について、目をかけてくれているというように認識している。

委員 身に覚えがある？

事務局 この委員会の審議案件に取り上げていただくような案件（※応札が 1、2 者しかないような、いわゆる不人気案件）を、よく受注していただくような業者ではある。

委員 同じ入札日で、他の建築工事の案件があるが、こちらにも応札しているのか。

事務局 応札はなかった。B 者は D ランクなので 3,000 万円以下の工事にしか応札できない。

委員 先ほどの 20 者の市内業者については、建築工事以外の工事に入札している状況なのか。

事務局 本市に登録だけをして、本市の入札に参加しないという業者も一定数いる。なぜ応札がないのかというのはわからないが、一つは、本市に登録があると言って、他の工事をしている可能性もある。

20 者のうちの大半は土木工事などの応札をしているが、4～5 者ぐらいは、もともと登録だけして応札はしないという者が一定数いる。

委員 全然応札しない業者が 4～5 者いるということだが、登録の見直しは行わないのか。

事務局 市内に営業の本店があるなど書類の審査をして、一定の条件を満たしているのであればそこで登録するシステムとしていて、1 度も応札がない業者に対して、どうするということまではしていない。

委員 それも分かるが、見直しをしないと、先ほど言われたように、河内長野市に登録があるということで、他の民間の工事をしているのであれば、単純に河内長野市を利用されているだけであって、実績もないのに、いざ例えば 5～6 年経って、市の工事を応札してきたら、実力は計り知れないのでは。そんな業者に応札してもらうのは怖いのでは。

事務局 見直しするというのは、応札してきていないことについての検討ということか。

委員 登録時に、応札状況を確認してはどうか。

事務局 たまたま、得意ではない工事がずっと発注され続けていれば、当然その業者は応札しない。

本市は建築工事の本数が非常に少ない。建築工事で登録しているのが 24 者いるが、得意分野がそれぞれあり、例えば土木工事も登録している業者も多く、土木工事に軸足を置いている会社も、とりあえず建築部門も置いておくという会社が結構ある。そのような業者は土木工事があればそちらへ流れていって、建築工事をメインとする会社は、本当に数少なくなっている。その中で、この消火配管のような、あまり得意ではないという、建物系の工事は得意だけど、という業者もいる。

委員 そうというのは、応札が1者しかいなくなって、ほとんど同じ業者になってしまって、馴れ合いしていないのかと、外部から見られてしまうのではという恐れがある。

事務局 これまでは、入札参加資格条件を市内業者に限定していたが、今年度からは市外業者も応札できるよう、条件を広げて試行期間としてやっている。それでも、この案件では1者しか応札がなかった。

委員 将来的には、登録条件を考えたほうが良いと思う。内規のようなものでも。

事務局 5者のうちの2者は、おそらく宮大工である。宮大工となると、市有施設でカヤ葺きの建物はあるが、その改修も30年に1度ぐらいになる。その2者が受注する工事はほとんどなく、2者の得意分野ではない、一般的な普通の施設の内装工事などには応札してこないで、ただ登録しているだけに見えてしまうということはある。

委員 厳しい言い方になるかもしれないが、アリバイ工作のように見える。これだけの業者がいるというのも、外向けにアピールしたいだろうけど。それはちょっと違うのではないかと。

事務局 実態と乖離があると。

委員 原因がわかれば、別の方法などあるのではないか。

消火配管工事が本当に難しすぎて、工事できる業者が限定される。限定されたとして、そこで競争を働かせようと思ったら、こういう工事をできる業者をさらに増やすという形をとるのもひとつかなと。対象を広げていく。

委員 これは、今年に限っての工事ではないんですよね。

事務局 何年かに1回ぐらいに発注する工事である。

委員 本当にイレギュラーな工事であれば、この業者しかできないというのがあるのかと思うが。

事務局 前は発注した時も、応札はほぼなかった。

委員 この消火配管というのは、普通の水道管とは何か違うのか。

事務局 同じような配管である。

委員 金額の規模が小さいのが原因なのか。もう少しまとめて規模を大きくすることで応札する業者は増えそうなのか。これは、毎年このメンバーでやらないといけないというものなのか、それとも1~2年まとめて工事規模が増やしてできるものなのか。果たして、規模を大きくしたところで業者が増えるのか、といったこともあるが。いろいろ検討できるかと思う。

事務局 はい。

委員 2校あるが、別々で内訳を作成しているのか。それとも一括して作成しているのか。

担当課 内訳、設計書は別々で作成している。

委員 いくらの内訳か。

担当課 経費は含まずに直接工事費になるが、長野中学校は591万円。千代田中学校は64万円である。

委員 全然価格が違う。

担当課 施工する距離が異なる。

委員 工事は一部分なのか。

担当課 埋設している消火配管はすべて対象としている。露出配管については、存置となっている。埋設配管だけが劣化していた。

委員 土の中のほうが、劣化が早いのか。

担当課 湿気などで配管の劣化が進んだと思われる。

委員 工事をする基準は、年数で判断するのか。

担当課 今回は、両方の学校とも水漏れを起こしていたので改修を行った。

委員 水漏れなど不具合があれば改修工事をするということか。年数が経っているから工事を行うというものではないのか。

担当課 築年数も関係している。建築当初から一度も改修工事をしていなかったということも理由の一つとしてある。それと水漏れがあった、この２つの理由で改修工事を行うこととなった。

委員 この工事は、工事難易度が高いのか。消火用の配管を調達できれば、水道管を配管するのとあまり変わらないのではないのか。

担当課 水道管であれば、管径が小さいものになる。消火配管は鉄管でなおかつ被覆されている、100mmという比較的大きな管径になる。水道管であれば、基本は接着で接合するが、消化配管はねじ切りのように加工しなければならない。その加工技術が必要である。

委員 難易度が高いということで、この工事を行える業者は少ないということになるのか。もちろん、応札してくれないと数が少ないということになるが、一般論として、そんなに難しい工事なのか。難しい工事であれば、１者しか応札がなかったと説明できるが。

事務局 水道やガスの本管などは同じような管で、大きいものであれば200mm、300mmとある。水道管であれば接合部は、接着剤を使って差し込むだけのものになる。ガス管はねじ切って差し込んでいると思うが、水道管やガス配管の業者は、配管の接合はできるかもしれないが、建物の壁面に入れ込むなどの作業があり、今回は建物のこともよく知っている建築一式工事の業者を選定している。なので、配管もできて建物も詳しい業者は少ないかもしれない。

委員 自分のところの職人だけでは手が回らないかもしれないですね。専門職が何人もいないとできない工事。

案件２ 南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校（第Ⅰ期）整備工事

（担当：教育総務課）

（１）抽出理由

工事金額が突出して大きく、議会の付した案件で、確認するべきと考え抽出した。

（２）主な質問及び回答

委員 令和５年度に工事する必要があったということか。

担当課 令和６年４月から小中一貫校として開校するため、行った工事である。

委員 もともと建物はあったのか。

担当課 既存の中学校を改修・増築して、小学校機能を入れたものになる。

委員 改修工事費が大きくて驚いている。

委員 既存の小学校から小学生を移すのか。小学校はどうするのか。

担当課 来年度から空きになる。

委員 今後、活用する予定はあるのか。

担当課 施設の活用は、市として全体的に考えていかなければいけないので、庁内で協議しながら進めていく形になる。現時点で予定はない。建物は残る形になる。

委員 どういった経緯で小中一貫校を作るということになったのか。

担当課 市内で生徒児童の数が減ってきているということがあり、南花台小学校も南花台中学校も各学年、ほぼ 1 クラスに近づいている。このままでは教育の質が悪くなるということで、縦のつながりなどを作るために、小学校と中学校を 1 つの学校にしていくということを行っている。

委員 今の小学校は市のもの？

担当課 市のものである。

委員 市の財政は苦しいと思うが、小学校の土地を売却して、小中一貫校のほうの予算に充てるなどは考えていないのか。

担当課 市の部局でも活用方針を考えていると思うが、売却も含めて考えていると思う。

事務局 南花台には、もともと西と東の 2 つの小学校があった。子供の数が減ってきたときに小学校を 1 つにして、西小学校のほうを譲渡して、今は看護学校施設として活用いただいている。

現在本市では、別の部署で赤峰市民広場の産業用地化という事業があり、今回の南花台小学校の運動場を、代替施設として活用が検討されている。

委員 それはグラウンド利用として想定されているのか。

事務局 今はその内容で検討されているところ。なので、建物の売却などはもう少し先の

話になるかと思うが、いったんは代替地として運動場を活用する予定となっている。

運動場を活用するというのは短期、中期的な話になる。長期的な話はまだ具体的なものはそこまでないが、市民スポーツの再編成という形で教育委員会から話があり、まずは産業用地化として、今の赤峰市民広場を民間の市内業者に売却する。スポーツ施設としての運動の場がなくなるので、それに対しては来年 4 月以降にはなるが、今の南花台小学校と旧長野北高校を活用するという形で、これらの運動場の整備をしながら、スポーツ施設として運用していくということになる。

委員 改修の対象となっている建物は古いものなのか。

担当課 建築後 40 年経つので、長寿命化改修をするタイミングではある。老朽化改修に加えて、ライフラインの更新や、鉄筋のさび止めなど構造躯体を改修する工事となる。

委員 長寿命化とは、国が指導している工法などがあって、同じ方法を取っているのか。

担当課 はい。

委員 増築工事（配膳室棟、EV 棟、普通教室棟）とは、既存の建物を増築するということか。それとも新しくこの棟を建てるということか。

担当課 配膳室は新しく建てる。普通教室棟は今の建物の横に 3 教室を増築する。EV 棟は、バリアフリー法で学校が新しく追加されたので、今回整備することとなった。既存の建物に増築する。

委員 長寿命化改修工事と増築工事ではどちらの費用が大きいのか。

担当課 増築工事のほうが、1 から建てるので費用はかかるが、今回は長寿命化改修工事のほうが全体金額に占める割合は高い。内装をはがして改修したり、屋根の防水改修や外壁改修などいろいろな改修工事があるので。

委員 これで何年くらいもつのか。

担当課 長寿命化改修工事をしたら、だいたい 20 年くらいはもつという想定である。

委員 先ほどの国の工法では、60 年くらいもつというように思っていたが。もしかしたら記憶違いなのかもしれないが。そんなものなのか。

担当課 一般的なコンクリート建物の減価償却期間が 60 年ではある。

委員 この案件で、市内業者は何者の応札があったのか。

事務局 1 者である。この規模の工事を行える市内業者が 1、2 者しかいない。

委員 支払い条件で「部分払い 3 回」とあるのは何か。

事務局 本市では、請負対象金額が 3,000 万円以上かつ工期が 120 日以上工事については、部分払いができるということになっている。

委員 部分払いも、前金払いもできるようになっているが、業者側、市側、どちらから求めるのか。

事務局 発注時に、支払い条件として定めている。部分払い、前金払いを業者が受けたいときに、業者が市に請求する仕組みである。

委員 工事金額が大きいから、こういった制度があるのか。

事務局 請負対象金額が 500 万円以上かつ工期が 90 日以上工事では前金払いの設定をしているが、業者が前金払いを請求するかどうかは別である。

発注の条件を、本市は今回の工事ではこの条件で発注させていただくと公表して、それに対して業者は支払い条件を考慮した上で応札するということになる。

委員 応札しやすいようにするためなのか。

事務局 そうである。工事が始まると、仮設工事、解体工事、内装工事、外装工事など順番に工事が入るが、下請け業者には、工事が終わったら一定期間内に支払いをする必要があり、資金繰りが必要である。また、国からも前金払い設定するなど柔軟な対応をするようにとの方針も示されているところである。

委員 中小企業、零細企業を守るためと。ただ、自治体側も、業者が倒産する危険性がある。途中で工事を止められてしまったり。

事務局 そこについては、工事履行保証の保険に入るなどの条件で発注している。

委員 長寿命化の工事は、今後、他の学校も行っていく予定なのか。

担当課 どの学校も古くなってきているので順番に対応していく必要があると考えている。

案件３ 南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校（第Ⅰ期）整備工事監理業務

（担当課：教育総務課）

（１）抽出理由

今回、業務の中で唯一の随意契約ということで選定した。

（２）主な質問及び回答

委員 案件２の工事の監理業務ということなのか。案件２の業者と何か関係があるのか。

担当課 Ｃ者（案件３の落札業者）は、案件２の設計業務を受託した業者になる。規模の大きい工事になるので、設計業務に責任を持ってもらうために、随意契約として工事監理業務を委託している。

委員 すでに、設計業務を委託していた？

担当課 前年度に設計業務を行っていた。

委員 資料の備考欄に、随意契約の条文で、「～その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とあるが、「性質」のほうを適さないとしているのか。

事務局 「性質」のほうである。

委員 「適さない」というところを前提にすると、随意契約の理由はもう少し強いものでないと、まずいかなという認識を私個人では持っているが。他の委員はどうか。

「熟知している」から楽だ、と言っているんですね、この随契理由だと。先ほど担当課からの説明では「責任」という、資料の随契理由とは別の言葉もありましたけれども。

委員 会計法や予算決算及び会計令などあるのでは。

事務局 会計法と、予算決算及び会計令は国について定められているもので、地方公共団体については、地方自治法と地方自治法施行令で定められている。内容的には同じようなものになる。

委員 通常でいうと、設計業務と工事監理業務はそれぞれ入札をしているのでは。過去の案件を見てみると、何件かは入札があったのを見かけたので。

事務局 建築の工事監理業務については、設計業務をした業者に随意契約してきている。

その他の工事については、設計と工事監理はそれぞれ別々で競争入札している。

委員 建築とその他の工事でわかれているのか。

事務局 本市では、過去から建築の工事監理業務については、設計業務をした業者に随意契約している。

委員 設計図通りに工事をしているかは、設計図を描いた業者でないと中々わかりにくい。

委員 その理由だと、すべての設計と工事監理に当てはまると思うのだが。今まで設計業務と工事監理業務はそれぞれ入札をしてきたと思っていたが、必ずしもそうではないのか。

委員 大きな案件だと、基本設計、実施設計、それから工事監理が引き続きあって、通常一般的な流れかと思う。引き続き1者でしたほうが、間違いが起こりにくい。

委員 設計と工事監理を合わせて発注するのも有りなのかと思うが。

事務局 この案件の工事については、前年度に設計をして、今年度に工事をしている。設計業務に工事監理を入れると、年度をまたぐかなり長い業務期間となる。万が一工事が落札されなかった場合は、工事業者が決まるまで1か月2か月待つこととなり、業務期間も延びることとなる。また、業者からしてもその間、1人そのために技術者を置いておかなければならないということになるので、基本的に本市では、設計業務と工事監理業務は別の発注としている。工事の業者が決まった段階で、工事監理業務を随意契約で委託するようにしている。

委員 そうしてしまうと、とりあえず設計業務を受託したら必ず工事監理業務が付いてくるのであれば、設計はそこそこ安い額で落札して、あとは工事監理が受注できるから、そこで費用を回収すればいいというふうに、なり兼ねないのでは。

事務局 必ずしも工事監理を発注しているわけではないが、このような大きな工事になると工事監理業務が付いてくるかもしれない、ということは予想されてしまうかもしれないところはある。ただ、難易度の高い工事だからこそ、しっかり設計業務を行ってきた業者に工事監理をお願いしたいというところはある、そちらを優先して随意契約をしている。

委員 設計業務と工事監理業務を同時に発注することの弊害が、そんなに大きいのかどうかについて聞きたいが、大きい工事だから、同じ設計業者に工事監理をしてもらいたいというのであれば、工事業者が決まらないかもしれないというのはもちろんその通りであるが、設計業務が終わった状態で工事の着手が延びれば、この業者にどのような不利益があ

るのか。

事務局 本市の契約上では、1 年間に 1 件しか受注できないということがある。設計業務が終わって、工事業者が決まるまでの期間が長ければ長くなるほど、その間の待機料を支払ってほしいとなる可能性も出てくる。

委員 何の待機料なのか。

事務局 技術者を配置しているので、工事業者が決まるまでの間、この技術者が他の業務が何もできなくなる。設計業務と工事監理業務を別で発注した場合、うまく回せたら、設計業務が終わったあと、工事監理業務までの間に、別の業務でその技術者を使うこともできる。これが、設計業務と工事監理業務を同時に発注すると、仮に工事業者が決まらない場合、その間、技術者が使えないので、待機料などについての話が出てくる可能性もある。

委員 この案件は、設計業務があってそのあと工事となる。順番に行うのでその時々で予算を取っていく必要がある。予算を取るのに年度が変わるので、例えば、令和 4 年度の予算で設計業務をして、それができてから令和 5 年度で工事、工事を行うことによって工事監理業務が出てくるが、令和 4 年度の予算で令和 5 年度の予算を取るということは通常ない。だから、設計業務と工事監理業務を同時に発注するということはありえない。よほど何十億する大きい工事などで、工事期間 3 年など年度をまたぐ工事については、年度またがっていてもまとめて予算を確保できたりするが。工事監理業務は単年度で予算を取らないといけない。D 委員が言ったように、設計業務と工事監理業務を同時に発注できたら楽ではあるが、ただ法令上それはできない。

委員 今の説明で実態はよく分かりました。その上で、これが実態の理由だとして、随契理由が、会計が単年度だからという理由だけではクリアできない立て付けになっているので、そこをもう少しうまく理由付けして、先ほどの「責任」という言葉もあったが、理由について補強しないと、「性質が適さない」ことと「適切な対応が可能」ということは、事の性質が違う次元なので。他にも適切な業者がいるかもしれないということになってしまっているので。もう一言踏み込んだ理由でないと。

事務局 検討させていただきます。

委員 実態がわかればわかるほど、テクニク的なこととなるが。単年度ということを前提にする方法も一つの手だと思うが、それ以外のこともないのかという。

委員 随意契約するのは、工事が難しいからでは？

事務局 難しい工事である。

委員 設計業務した業者だから、この業者が一番詳しいと。他の業者に間違った工事監理をされたら困るから、ではないのか。

担当課 設計業者は、設計段階での打ち合わせもしていて、建築確認申請という大阪府との協議、やりとりもしている。工事の手順なども決められていて、そういった設計業務の過程は設計業者が把握しているので、この業者に工事監理をさせるのがベストであると考えている。

委員 工事業者に対して、適切に指導できる。ということを言いたいと。

担当課 工事監理を別に発注するケースもあるが、意図伝達業務という余計な費用が発生してしまうということもあるので、随意契約ということで発注をしている。

委員 簡単な工事であれば、他の業者が工事監理業務をしてもいいけれど。

事務局 はい。

委員 余計な費用が発生するということについて、設計業者も含めた入札にして、その意図伝達費を含んだ金額で発注すれば、その中での応札ということになるから、あまり理由にはならないような気がする。その理由で特命随契するのであれば、おそらくなんでも随意契約できてしまうことになるのでは。

事務局 工事監理業務が単純な業務ではなくて、市が、楽ができるからという理由で簡単に特命随契約にしたいなどというものではない。実際に設計業務をしていたということであつたり、工事期間中には想定外のことが起こったりして、その場合に、通常であれば工事を止めて対策を考えて、場合によっては確認申請の内容を変更するのであれば、また申請をして確認が下りるまで待つというような話になる。それだけで、1か月2か月と時間が経ってしまうリスクを抱えながら工事をしているが、当然、工事の期間中にはそういう不測の事態があつた場合の余裕期間は見込んでいないわけで、そういう中で、どう対処していくのかということについて、設計業者だからこそ出せる解決案というものがある。トラブルが無いに越したことはないが、トラブルがあつた時に、しっかりと設計業者にも知恵を出してもらいたい。それは設計段階で、この工法を検討していたけれどできなかったからこちらを採用していて、でもトラブルが出たから、こういうやり方にしようなど、短時間で対応していくことが最適にできるのは、設計業者である。そういったことを見込んで工事監理を随意契約している。楽ができると言ったらそういう部分もあるかもしれないが、そうではなくて、トラブルがあつた時にすぐに対応できると、随契理由の最後にある

ように、不測の事態についても迅速かつ適切に対応が可能であるというところを見込んで、設計業者に特命随意契約をしている。

担当課 今、実際に工事をしていて、責任の所在を明確にできるということがある。設計段階で漏れていた内容について、どう対応するのかといった時に、工事監理業者に対応させることも可能になる。

委員 この工事監理業務の金額について、競争性が担保されているのか。

事務局 設計業務と工事監理業務と一緒に発注すれば、競争性が確保されるということはあるが、、、。

委員 それは一つの例なので、そうしたらいいというものではないけれども、一つの問題意識として、建築設計については、工事監理業務が随意契約で付いてくるということなので、この今の随契理由であれば、全件、随意契約できるということになってしまう。最終的には、随契理由の書き方の問題になるかと思うが。

委員 競争の担保を外して、逆のほうの理由を出さないと、改めて第三者が見た時に、目に付くだろうと思う。我々でなくても気になる人がいると思う。随契理由の「可能である」ということであれば、私もできると手を挙げる業者が出てきたら 1 者だけではなくってしまうので。市が、こうでないといけないという理由、「可能性」だけではなくて、もう一つ書く必要があると思う。

委員 なぜ第三者の工事監理ではだめかという理由、おそらく工事によっては第三者の工事監理でもできる工事はあるのかなというところで、この工事については第三者の工事監理ではまずいということがここで書けたら。どこでもいいというわけではないという理由を。

事務局 はい。

委員 予定価格は非公表で、かつ最低制限価格も設定していないのか。

事務局 はい。

委員 その割に、落札率が高いのはなぜか。

事務局 工事監理が 9 ヶ月となっていて、工事費に一定の率を掛けて工事監理費を算出するので、大体の金額は予想できる、ということはある。

委員 設計業者が計算のノウハウを持っていると。

事務局 設計事務所なので、工事費のだいたい何%が工事監理費ということは知っていて、その少し下の金額を入れてきた、というところかと思われる。

委員 予定価格が非公表で、最低制限価格は非設定で、ということは原則そうなのか。

事務局 そうである。最低制限価格は設けていない。一般競争入札の場合に最低制限価格を設けている。

委員 業者が出してきた金額が予定価格以下であれば、1回で終了となるのか。

事務局 予定価格以下の金額で応札されれば、それで金額決定となる。

委員 予定価格を超えている場合は？

事務局 予定価格を超えているので、応札金額について考えていただけないか、という交渉はさせていただく。できないという回答であれば、不調となる。

案件4 令和5年度公共下水道夜間工事監理業務

(担当：下水道課)

(1) 抽出理由

条件付き一般競争入札で行った業務の中で、参加数が1者だったこと、また落札率が99.2%であること、また「令和5年度の手持業務として扱わない」とあり、気になり抽出した。

(2) 主な質問及び回答

委員 「令和5年度の手持業務として扱わない」の説明をお願いしたい。

事務局 こちらは夜間の工事監理業務で、夜間工事を行う場合に発注している。

この夜間の工事監理業務の応札が、過去から1、2者くらいしかなく、不調になることもあったので、応札がしやすいように、最初の入札から、手持ち業務としては取り扱わないという条件で発注をしたものである。

建設コンサルタント業務が、原則、年間1件しか受注できないという制限をしているので、この業務を受注していても、この後の設計業務も応札することができるという、優遇をして発注を行ったものである。

委員 優遇をしたが、あまり応札がなかった。

事務局 夜間の工事監理は実質 3.5 か月であるが、履行期間が 7 月から 3 月まで 8 ヶ月あり、この業務を受注したら技術者を 1 人配置しないといけないが、長期間この業務に縛られてしまうので、技術者の多い業者でないとなかなか応札してもらえないといったところ。

委員 最初からこの条件でも、応札は 1、2 者の想定なのか。それともこの条件だともう少し応札があると思っていたのか。

事務局 ここ数年では、参加数は 1 者とか 0 者が多かった。建設コンサルタントの技術者自体が少なくなっている。また、工事監理よりも設計業務のほうが専門なのでそちらの業務をしたいと考える業者も多く、工事監理の期間が長いとなると、なかなか手を挙げてもらえない。技術者に余裕がある業者であれば、手持ち制限をなくせば応札があるかと考えて発注をしたが、結局は応札が 1 者しかなかった。

委員 この工事の設計業務は別の業者だったのか。

事務局 はい。

委員 建築工事と下水道工事では、工事監理の考え方は異なるのか。建築工事では建築設計業者に工事監理業務を随意契約しているが。

事務局 建築工事ほど難しい工事ではない。下水道工事は穴を掘って、管を入れるということが基本で、例えば地下埋設物が出てきたとしても、業者が自ら考えて対応したりする。なので、設計した業者に工事監理業務もしてもらって対応を考えさせる、ということはないので、設計した業者でなくても工事監理業務はできると考えている。

建築工事は、建物 1 つ 1 つ異なるので、対応が違ってくというのは建築工事のほうがあるかと思う。

委員 地元業者は、よく応札するのか。

事務局 前は、平成 30 年に受注していただいている。それ以降は、また別の業者 1、2 者が応札していた。令和 3 年度、令和 4 年度に受注した業者は、今年度は技術者がいないということで応札しなかった。

委員 今回は、手持ち制限をはずすという措置だったが、これ以外の手立ては何かあったのか。

事務局 今回は、できることはすべてしていた。手持ち制限をはずす、あとは、原則、建設コンサルタント業務の第 1 希望で登録のある者が応札できるという条件も、第 1 希望から第 3 希望まで応札可能にしていた。最大限できることはした上での発注だった。

事務局 これ以上、応札業者の条件を広げるのであれば、工事業者も対象にするという方向になる。建設コンサルタント業務の設計業者ではなく、工事業者に工事監理業務を行わせるということになるが、現場トラブルが起こる可能性もあるかもしれない。

委員 通常考えられる方法で、めいっぱい条件を広げていたが、応札が 1 者だった。

事務局 はい。

事務局 参加資格があったのは何者だったのか。

事務局 113 者だった。

委員 仮に、応札者が 0 だった場合、もう 1 回入札するとなった時には、どのような対策をする予定だったのか。

事務局 工事に間に合いそうであれば、もう一度入札を行う。令和元年度の時は、1 度不調になって、すぐに 2 回目の入札を行い、その時に応札があった。

令和 2 年度の時は 1 度不調になって、おそらく工事のタイミングが合わなくて、この年は市の担当職員が夜間の工事監理をしていたと思われる。

過去に工事監理業務を受注した業者に対して、見積もりを提出してもらって、予算内に収まれば、その業者に依頼するということも考えられる。

委員 それは最後のほうの手段？

事務局 最後は、市の職員でシフトを組んで、夜間の工事監理するのが最終手段になる。

委員 それを避けたいということか。

事務局 次の日の業務があるので。

委員 難しいですね。

委員 落札率が非常に高いけれども、E 者（案件 4 の応札業者）は、おそらく 1 者しか応

札しないとわかっていたのではないか。

事務局 そうかもしれないが、案件 1 の工事と同じで、これより低い応札があったとしてもそれも仕方ないと思って、E 者はこの金額で応札したと思われる。

委員 1 者しかいないというのは弊害やね。

事務局 はい。特に、不人気案件であると業者がわかっていたら、少々高い金額でも応札できるだろうと考えられるので。それでも担当課からすれば、不調となるよりは応札があつてよかったと思っていると思われる。

委員 市の職員で夜間工事監理するのも、安くない。

事務局 職員の単価も高いので。また、市の技術職員も減ってきているので、夜間工事監理を行うと、次の日の他の業務にも影響が出ることになる。

案件 5 高規格救急自動車 (担当：警防課)

(1) 抽出理由

物品 2 件のうち、落札率、落札金額ともに高いほうの案件について確認したく抽出した。

(2) 主な質問及び回答

委員 辞退 3 者について、資料の次のページでは辞退 2 者、不参加 1 者とあるが。

事務局 記入間違いで、辞退 2 者、不参加 1 者が正である。

委員 不参加というのは、当日は不参加だったということか。

事務局 辞退する場合は、事前に辞退届をいただいている。不参加は、来ていただける予定だったけれども、当日は不参加だったということである。

委員 不参加について、特にペナルティーはないのか。

事務局 特にはない。

委員 実質 2 者しか応札がないということだが、救急自動車の一部改造などが難しいからということなのか。それとも業者に専門性が必要だからということなのか。

事務局 2年に1回程度、最近では令和3年度と令和元年度に救急自動車の入札を行っているが、令和3年度は5者指名して4者の応札、令和元年度は5者指名して3者の応札があった。今回も5者を指名して、3者来ていただけたらといったところだったが、実際は2者になった。

委員 F者（案件5の落札業者・トヨタのディーラー）が受注している。以前も、事前選考資料で見た気がする。

事務局 令和3年度、令和元年度ともにF者が落札している。

委員 入れ替えする古いほうの車両もトヨタ車製なのか。

事務局 はい。

委員 緊急自動車はすべてトヨタ車製なのか。

担当課 救急車はそうである。

事務局何 それは何か理由があるのか。

担当課 特に理由はない。

委員 例えば日産製もあるが。

担当課 最近では日産も救急車を作り始めたが、過去はトヨタしか救急車を作っていなかったもので、現状ではトヨタ車製が多い。

委員 救急車以外の赤い車両について、どのような車種があるのか。

担当課 日野自動車、トヨタ、いすゞ自動車がある。

委員 今回の案件はトヨタ車製を指定しているので、当然、F者は有利である。随意契約してもいいのでは。他の業者が低い金額で応札するのは無理でしょう？例えば、G者（案件5を辞退した業者）など名前を知らないけれど、車を扱っているのか。

事務局 G者は令和3年度、令和元年度に指名した業者になる。車両（特殊車両）部門に登録があり、緊急車両の取り扱い実績のある業者ではある。

担当課 他の自治体、例えば藤井寺市の消防車ではハイエースを改造したものを G 者が受注していると聞いている。また G 者ではしご車を製作しているということは聞いたことがある。

委員 G 者と H 者（案件 5 が不参加だった業者）は別の業者なのか。

担当課 別の業者である。

委員 今度、消防本部は消防組合となるが、今回の救急自動車の購入と何か関係があるのか。

担当課 耐用年数のため更新するものである。耐用年数は 8 年になる。

委員 今後、消防組合に入ることによって、トヨタ車製に固執するのではなく、他の自治体が使用している車種が安ければ、そちらにするというような考えはあるのか。

担当課 救急車は、現状ではトヨタのハイエースか日産のキャラバンのどちらかしかないもので、入札して落札したところの車種が入ることになると思う。

委員 消防組合に入る前でも後でも、河内長野市は今まで通り入札をしていくという考え方なのか。

事務局 消防組合に入れば、入札は消防組合で行うこととなるので、車などの入札は消防組合で行う。消防署などの工事については、消防組合には工事の技術職員がいないので、依頼があれば各市で入札を行い、また工事も依頼で行うと聞いている。

委員 今回の仕様書では、トヨタ車製を指定しているのか。

事務局 はい。

委員 トヨタ車製以外では、救急自動車に適する車種がないということなのか。

事務局 車体の内装の広さ、室長について、当時はトヨタ車製しか満たすものがなかったと記憶している。

委員 車種は何なのか。

担当課 ハイエースになる。

委員 キャラバンはそれよりも狭いのか。

担当課 ホイールベースが短くなり、その分、中の空間が狭くなる。今、中に積んでいるものが積みなくなる。

委員 河内長野市では救急自動車は何台あるのか。

担当課 4台常備しており、非常用が1台で、計5台ある。消防本部に2台、出張所に各1台ずつある。

委員 8年でどのくらい走行しているのか。

担当課 管内が広いので、一概には言えないが、だいたい20万km弱くらいになる。

委員 年間の走行距離は増えてきているのか。

担当課 出動件数が右肩上がりなので、必然と距離も増えていると思われる。

委員 世間話になるが、ちょっとした病気でもタクシー代わりに使うことが多いと聞く。どこかの自治体は、救急車を呼ぶのに料金を取るとあったが、それについてどう思っているか。

担当課 良いところも悪いところもあると思われる。良いほうに考えれば、抑制をかけることができる。しかし悪く考えれば、お金がある人は堂々と呼べる。お金さえ払えば、すべて正当な要請になる。

日本の救急業界で言えば、負担はどうしてもこちら側が大きいですが、市民目線で考えれば、諸外国とは違い、弱き者を助けるではないが、そういうメリットは十分あるのではないかなと思う。ただ、こちらも体力は有限なので、どこまで持つか、パンクしない程度に見極めも大切かと思っている。

委員 救急車を呼ぶ側の良心が問われる。

担当課 モラルや倫理観に関わる場所かと思われる。

事務局 救急車はなかなか呼ぶものではないと思われるので、例えば1ヶ月に1回呼ぶのは無料だけど、2回3回呼ぶのは、お金がかかるというふうにすれば、頻回に呼ぶ人は減らせるかもしれないと考えたりはする。

委員 昔、私の親が救急車を呼んだことがあり、その時に救急隊員に「いくらですか」と聞いたことがある。お金がかかると思っていた。

担当課 今でもそういう人はいらっしゃいます。

委員 助かるなら、お金は出したいくらいである。

委員 余談だが、救急車を呼ぶのに 2 回目以降は有料とすると、今回の要請が何回目なのかを記録する必要がある、また緊急事態だとすると、それを確認している暇もないとなる。

事務局 救急車を呼んで、すぐに来なかったということでお叱りを受けることもある。特にコロナ禍で、病院が見つからない中で救急車の中で待っていただく、そうになると救急隊員さんもその場に待機するというので、ご苦労が多かったと思われる。

委員 実際に、救急車を呼ぶ必要がなかったといった案件もあるのか。はっきりと言にくいかもしれないが。

担当課 救急の専門の目線で見れば、そういうことも多々ある。しかし、呼ぶ側からしたら、本当に不安だったから呼んだということもあるだろうから、どちらが正解なのかは難しい。

委員 市民目線でいうと理解はできるという案件が多いということか。完全にタクシー代わりではなくて、相手の気持ちに立てば、救急車を呼ぶのも仕方がないと。

担当課 もちろんある。だが、どこの自治体でも常連さんというのはいて、きれい事ばかりでもない。

4. 総括(委員長)

今回は久しぶりに、委員全員が顔を合わせて審議ができました。また今回も、事務局のみなさまに準備をしていただきましてありがとうございました。ウェブ開催だから審議が不十分だという意識はございませんけれども、こうして対面で話ことができましたので、より十分な審議ができたのではないかと思います。

審議内容としましては、従前から問題となっている点、前と同じようなことではありますけれども、応札の業者が少ないということについては、一部は市外業者も入れる等して入札していただいているところですが、それで少し効果が出てきているように感じられます。引き続き、より充実した適正な入札をしていただけるようにと考えております。

以上です。

5. 閉会あいさつ（契約検査課長）

本日は公私ご多忙の中、入札等監査委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました貴重なご意見を踏まえ、公共工事等の公正な発注のため、引き続き、適正な入札の実施を行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。